

第七回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について

日 時 平成20年8月26日(火)
場 所 県庁特別会議室

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターからのヒアリング(13:30~14:30)

- 1 開 会
- 2 ヒアリング
 - (1) 鳥取県産業技術センターによる自己評価概要説明
 - (2) 評価委員による質疑

3 閉 会

〔配付資料〕

- 資料1 平成19年度計画に係る業績実績のポイント
- 資料2 人材育成事業に関するアンケート結果

評価委員会(14:30~16:30)

- 1 開 会
- 2 審 議
 - (1) 項目別評価の決定について
 - (2) 全体評価の決定について
 - (3) 財務諸表の承認に係る意見聴取について
 - (4) 中期計画に定める用途に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について

3 閉 会

〔配付資料〕

項目別評価

- 資料1 業務実績報告書
- 資料2 実用化研究等評価審議結果答申書
- 資料3 財務諸表、決算報告書、監査報告書
- 資料4 センターパンフレット
- 資料5 業務実績評価方針及び方法
- 資料6 項目別評価結果(委員別)

全体評価

- 資料7 全体評価方法(案)について
- 資料8 全体評価フォーマット
- 資料9 全体評価結果(委員別)
- 資料10 全体評価(委員長取りまとめ案)

財務諸表の承認に係る意見聴取について

- 資料11 財務諸表の承認に係る意見聴取について

中期計画に定める用途に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について

- 資料12 剰余金の概要及び利益処分(案)に係る意見聴取について

出席者名簿

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターからのヒアリング（13：30～14：30）

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員長	千葉 雄二	財団法人とっとり政策総合研究センター	調査研究ディレクター	
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委員	辻 智子	日本水産株式会社	顧問	
委員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	名誉教授	欠席
委員	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐	

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
稲永 忍	理事長	
向井 保	理事	
伊木 隆司	監事	
徳村 純一郎	企画管理部長	
西本 弘之	電子・有機素材研究所所長	
柏木 秀文	機械素材研究所所長	
秋田 幸一	食品開発研究所所長	
門脇 互	企画管理部企画室長	
山本 清和	企画管理部総務室長補佐	
玉井 博康	企画管理部企画室企画員	

【事務局（鳥取県）】

氏名	役職名	備考
岡村 整諒	商工労働部産業振興戦略総室長	
野口 誠	商工労働部産業振興戦略総室産学金官連携チーム長	
小谷 博之	商工労働部産業振興戦略総室産学金官連携チーム研究開発担当副主幹	

評価委員会（14：30～16：30）

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員長	千葉 雄二	財団法人とっとり政策総合研究センター	調査研究ディレクター	
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委員	辻 智子	日本水産株式会社	顧問	
委員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	名誉教授	欠席
委員	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐	

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
徳村 純一郎	企画管理部長	
門脇 互	企画管理部企画室長	
玉井 博康	企画管理部企画室企画員	

【事務局（鳥取県）】

氏名	役職名	備考
岡村 整諒	商工労働部産業振興戦略総室長	
野口 誠	商工労働部産業振興戦略総室産学金官連携チーム長	
小谷 博之	商工労働部産業振興戦略総室産学金官連携チーム研究開発担当副主幹	

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成20年3月24日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

★評価の視点

- ①年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。
- ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

★評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1.「項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- | | |
|---|----------------------------|
| 5 | 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている |
| 4 | 計画を上回る業務が進捗している |
| 3 | 概ね計画どおりに業務が進捗している |
| 2 | 計画に対して業務の進捗がやや遅れている |
| 1 | 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている |

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

- ①特筆すべき優れた実績を上げた取組
- ②当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1.「項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

(2) 評価委員評価

○項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

②業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙3. 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

○全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の3つの観点で記述するものとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されるとともに、後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映できることとなっているため、10段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての5段階評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

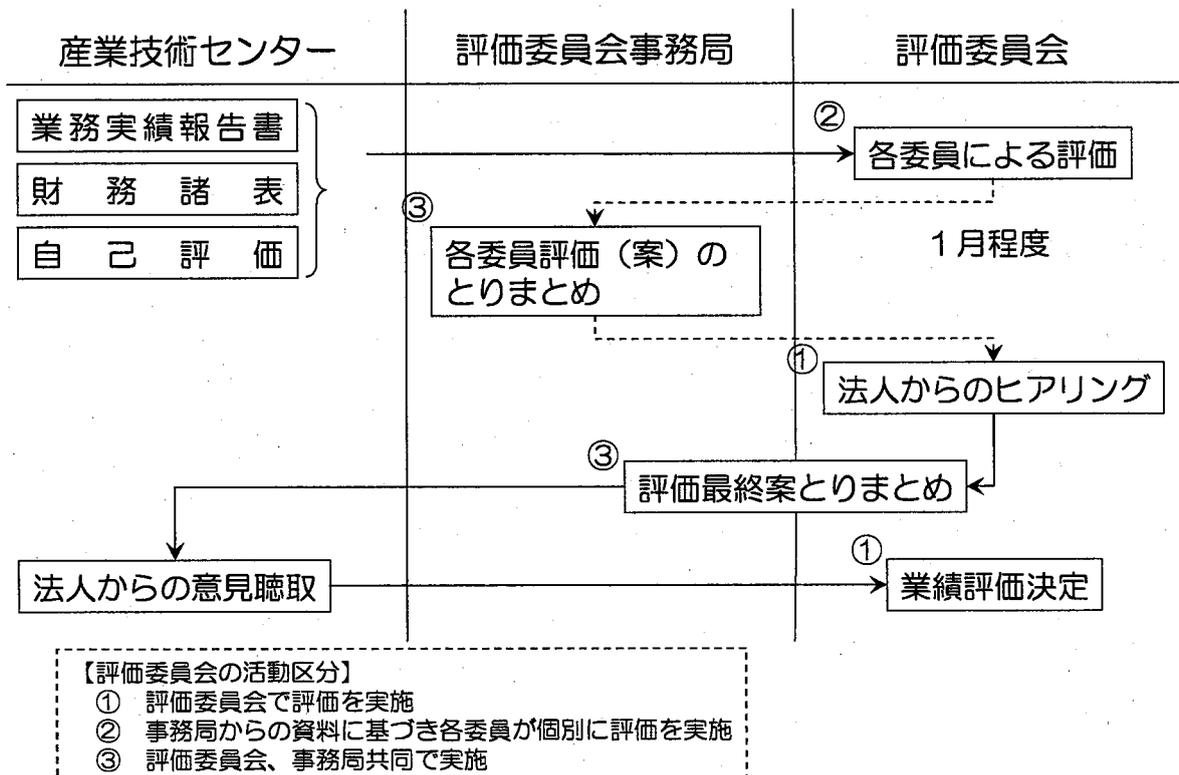
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月～8月	○業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） ○評価結果（案）の作成（法人による事実確認） ○評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成（法人）、②各委員の評価案作成（各委員）、③各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



(別紙1)

項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位		
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化							
(1) 技術支援(技術相談・現地指導・依頼試験・機器利用)							
① 技術相談・現地指導						1	
② 依頼試験						2	
③ 機器利用						3	
(2) 研究開発						4	
① 研究テーマの設定と実施						4	
② シーズ・実用化研究							
③ 研究評価							
(3) 起業化を目指す事業者等への支援						5	
① 研究開発に係る場の提供と技術支援						5	
② 技術講習会等を通じた支援							6
③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供							7
④ 補助金・融資等に係る情報の提供							8
2 実践的産業人材の戦略的育成						9	
(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施						9	
① 製造中核技術者の育成						10	
② 組込ソフトウェア開発技術者の育成						11	
③ 金属加工技術技術者の育成						12	
④ 商品企画が可能な人材の育成						13	
実践的産業人材の育成						14	
(2) 産業人材育成戦略の策定						14	
3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発						15	
(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野						15	
(2) 食品関連分野						16	
4 知的財産権の戦略的な取得と活用						17	
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化						18	
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置						19	
1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成						19	
(1) 組織運営の改善						20	
(2) 広報活動の充実						21	
(3) 職員の資質向上と人材育成						22	
2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化						23	
3 独自の業績評価システムの確立						24	
IV 財務内容の改善に関する事項						25	
1 外部資金その他自己収入の確保						25	
2 経費の抑制						26	
3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画						27	
V その他業務運営に関する重要事項						28	
1 コンプライアンス体制の確立と徹底						28	
(1) 法令遵守						29	
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底						30	
(3) 労働安全衛生管理の徹底						31	
(4) 職員への社会貢献意識の徹底						32	
2 環境負荷の低減と環境保全の促進						33	
(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進						34	
(2) 環境マネジメントの着実な実施						35	
3 情報の共有化の徹底						36	
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項						37	
1 施設及び設備に関する計画						37	
2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画						38	
3 人事に関する計画						39	
(1) 基本的な方針						40	
(2) 人事に関する指標等						41	

(別紙2)

業務実績評価における評価基準について

現 行	改 正 案	備 考 (判断基準案)
5. 特筆すべき業務進捗状況にある	5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	・ 計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。 →項目別評価における特記事項の記載内容により判断
4. 優れた業務の進捗状況にある	4. 計画を上回る業務が進捗している	・ 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね順調な進捗状況にある	3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	・ 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 進捗状況に遅れが見られる	2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	・ 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要である	1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	・ 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 1 業績の評価については、特記事項により判断するものとし、業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

項目別評価結果(各委員別)

項目番号	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	千葉	谷口	辻	中村	副井	平均値
1	0.203	4	0.812	3	3	4	3	4	3.4
2	0.044	3	0.132	3	3	3	4	3	3.2
3	0.044	4	0.176	4	4	4	4	4	4
4	0.159	3	0.474	3	3	3	4	3	3.2

【評価の視点】
 ・数値目標の達成状況(1)
 ・数値目標の達成率(2)
 ・企業への貢献状況(3)
 ・適切な技術開発等の実施状況(4)

【評価の視点】
 ・数値目標の達成状況(5)
 ・数値目標の達成率(6)
 ・企業への貢献状況(7)
 ・適切な技術開発等の実施状況(8)
 ・適切な技術開発等の実施状況(9)

【評価の視点】
 ・数値目標の達成状況(10)
 ・数値目標の達成率(11)
 ・企業への貢献状況(12)
 ・適切な技術開発等の実施状況(13)
 ・適切な技術開発等の実施状況(14)
 ・適切な技術開発等の実施状況(15)
 ・適切な技術開発等の実施状況(16)
 ・適切な技術開発等の実施状況(17)
 ・適切な技術開発等の実施状況(18)
 ・適切な技術開発等の実施状況(19)

【評価の視点】
 ・数値目標の達成状況(1)
 ・数値目標の達成率(2)
 ・企業への貢献状況(3)
 ・適切な技術開発等の実施状況(4)

【評価の視点】
 ・数値目標の達成状況(5)
 ・数値目標の達成率(6)
 ・企業への貢献状況(7)
 ・適切な技術開発等の実施状況(8)
 ・適切な技術開発等の実施状況(9)

【評価の視点】
 ・数値目標の達成状況(10)
 ・数値目標の達成率(11)
 ・企業への貢献状況(12)
 ・適切な技術開発等の実施状況(13)
 ・適切な技術開発等の実施状況(14)
 ・適切な技術開発等の実施状況(15)
 ・適切な技術開発等の実施状況(16)
 ・適切な技術開発等の実施状況(17)
 ・適切な技術開発等の実施状況(18)
 ・適切な技術開発等の実施状況(19)

【評価の視点】
 ・数値目標の達成状況(14)
 ・数値目標の達成率(15)
 ・企業への貢献状況(16)
 ・適切な技術開発等の実施状況(17)
 ・適切な技術開発等の実施状況(18)
 ・適切な技術開発等の実施状況(19)

【評価の視点】
 ・数値目標の達成状況(14)
 ・数値目標の達成率(15)
 ・企業への貢献状況(16)
 ・適切な技術開発等の実施状況(17)
 ・適切な技術開発等の実施状況(18)
 ・適切な技術開発等の実施状況(19)

【評価の視点】
 ・数値目標の達成状況(14)
 ・数値目標の達成率(15)
 ・企業への貢献状況(16)
 ・適切な技術開発等の実施状況(17)
 ・適切な技術開発等の実施状況(18)
 ・適切な技術開発等の実施状況(19)

項目番号	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	千葉	谷口	辻	中村	副井	平均値
5	0.016	3	0.048	3	3	3	3	3	3
6	0.028	4	0.112	4	4	4	4	4	4
7	0.028	4	0.112	4	4	4	4	4	4
8	0.008	3	0.024	3	3	3	3	3	3
9	0.021	4	0.084	4	3	4	3	4	3.6
10	0.006	4	0.024	4	3	4	3	4	3.6
11	0.006	4	0.024	4	3	4	3	4	3.6
12	0.006	3	0.018	3	3	3	3	3	3
13	0.021	4	0.084	4	3	4	4	4	3.8
14	0.007	3	0.021	3	3	3	3	3	3
15	0.02	5	0.1	4	3	5	5	5	4.4
16	0.02	3	0.06	4	3	4	4	4	3.8
17	0.013	3	0.039	3	3	3	3	3	3
18	0.013	3	0.039	3	3	3	3	3	3
19	0.039	4	0.156	3	3	3	3	3	3
20	0.02	4	0.08	4	3	4	4	4	3.8
21	0.02	3	0.06	3	3	3	3	3	3

項目番号	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	千葉	谷口	辻	中村	副井	平均値
22	0.013	4	0.052	3	3	4	3	4	3.4
<p>【評価の視点】 ・産学官の連携の状況(58)</p>									
23	0.039	4	0.156	4	3	4	4	4	3.8
<p>【評価の視点】 ・給与体系の構築状況(59) ・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準の策定及び評価状況(60)</p>									
24	0.028	4	0.112	4	3	4	5	4	4
<p>【評価の視点】 ・教育目標の達成状況(61) ・自己取入の確保状況(62)</p>									
25	0.028	3	0.084	3	3	4	3	3	3.2
<p>【評価の視点】 ・業務運営の効率化の状況(63) ・経営資源の効率的な活用状況(64)</p>									
26	0.024	3	0.072	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・財務諸表の構築(65) ・計画との整合性(66)</p>									
27	0.009	3	0.027	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・法令遵守の状況(67) ・中立性、公平性に対する対応状況(68) ・職員研修計画の状況(69) ・組織体制整備の状況(70)</p>									
28	0.009	3	0.027	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・情報セキュリティ管理と情報公開の推進 ・情報漏洩防止対策の状況(72)</p>									
29	0.014	4	0.056	4	3	4	4	4	3.6
<p>【評価の視点】 ・労働安全衛生の状況(73) ・安全衛生委員会の活動状況(74) ・労働安全衛生管理基準を定めた整備の状況(75) ・安全教育の実施状況(76)</p>									
30	0.014	3	0.042	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・地域の活動等への参加状況(77) ・一般公開の状況(78)</p>									
31	0.011	3	0.033	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・省エネルギー、リサイクルへの対応状況(79)</p>									
32	0.011	3	0.033	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・ISO14001の遵守状況(80) ・環境マネジメントシステムの運用状況(81)</p>									
33	0.023	3	0.069	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・情報共有の状況(82) ・役員間の情報共有、組織的運営の状況(83)</p>									
34	0.016	3	0.048	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・計画の策定状況(84) ・計画の進捗状況(85)</p>									
35	0.004	3	0.012	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・計画の策定状況(86) ・計画の実施状況(87)</p>									
36	0.01	3	0.03	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・専門性の高い人材の確保状況(88) ・効果的な人事管理の状況(89)</p>									
37	0.01	3	0.03	3	3	3	3	3	3
<p>【評価の視点】 ・雇用形態の多様化の状況(90) ・研究機関、大学等との交流の状況(91)</p>									
単体平均									
加重後評価(合計)									
3.43									
3.35 3.31 3.11 3.41 3.55 3.54 3.34 3.41									

※中期計画・年度計画における「IV 財務内蔵の改善に関する事項」のうち「4 短期借入金の削減額」、「5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき」、「6 剰余金の配当」については項目別評価の対象外とする

全体評価方法（案）について

評価委員会決定(H20.3.24)	評価等の概要	備考
<p>○全体評価 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。</p> <p>また、評価の視点について記述するものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>5 計画を上回る業務が進捗、業績を上げていること 4 計画を上回る業務が進捗 3 概ね計画どおりに業務が進捗 2 業務の進捗がやや遅れ 1 業務の進捗が大幅に遅れ</p> </div> <p>なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の3つの観点で記述するものとする</p> <p>利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されるとともに、後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映できることとなっているため、10段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての5段階評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。</p>	<p>1 評価の内容</p> <p>①各年度末時点における中期計画の進捗度について評価すること。</p> <p>②評価の項目は、「中小企業への技術支援」及び「法人の業務運営及び財務状況」の2項目とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業への技術支援」(A) 中期計画のⅡに係る項目。 ・「法人の業務運営及び財務状況」(B) 中期計画のⅢ～Ⅵに係る項目となること。 <p>③A、B各項目について、1から5の評点を付けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記A、Bの重み付けは、項目別評価に用いた重み付けによること。 <p>2 項目別評価の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に当たっては、各年度の項目別評価の状況を踏まえること。 <p>3 利用者の意見の反映</p> <p>利用者の意見は、利用企業数の拡大や利用企業の満足度の向上等など、中期計画の進捗度を測る重要な要素であること。</p> <p>当該評価に当たっては、当該年度に行った事業アンケートを参考にしつつ、上記評価項目（1の②）に係る評価に反映させること。</p> <p>4 最終評定の算定</p> <p>最終評定の設定については、項目別評点及び全体評価を総合的に評価すること。（平成19年度評価については、1:1、平成20年度においては、1:2等とすること。）</p> <p>5 最終的な評価の記述</p> <p>総評、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」及び「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の3つの観点で記述すること。</p>	

全 体 評 価

委員氏名

総合評価

5段階評価	10段階評価

総 評

（「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価）

（「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価）

（「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価）

（中小企業への技術支援に対する評価）

（法人の業務運営及び財務状況に対する評価）

（中期目標・中期計画の達成に向けた課題等）

全体評価結果(各委員別)

1 評点

	千葉	谷口	辻	中村	副井	平均値	項目別ウエイト	最終評価 ウエイト	平均値 (加重後)
「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価									
「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置」に対する評価	3.31	3.11	3.53	3.55	3.54	3.41	1.0	0.50	1.70
「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価									
中小企業への技術支援に対する評価	3	3	4	4	4	3.60	0.66	0.33	1.19
法人の業務運営及び財務状況に対する評価	4	3	3	4	3	3.40	0.34	0.17	0.58
中期目標・中期計画の達成に向けた課題等									
								加重後評価 (合計)	3.47

2 コメント

項目	コメント
「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価	<p>○千葉 講習会を通じた人材育成では、受講者の評価が高く、また送り出した企業側は体系的な教育の実施、学校卒業者の知識と現場の知識ギャップを埋める上で有効であるとの意見が多く、中小企業の多い県の特長にマッチしたサービスである。試験設備稼働時間や企業訪問件数での数値目標の超過達成は評価できるが、質の確保や外的要因の影響に関し確証の提示があれば、よりの確かな評価がおこなうことができる。</p> <p>○谷口 県民に対して、小さくともピリリとしたベンチャーを設立するなど、率先垂範を期待します。</p> <p>○辻 全般的にサービス意識の向上が感じられ、一定の成果が出ていることは数値目標がすべて大きくクリアされていることや、アンケートの結果などからも伺える。</p> <p>○中村 県民に提供する各種サービスのうち、3. 県内の産業集積を生かした戦略的な人材育成と研究開発は著しい質の向上をみた。また、1. 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援機能は量的に強化された。2. 実践的産業人材の戦略的育成、4. 知的財産権の戦略的な取得と活用、5. 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援などは概ね計画通りに進捗している</p> <p>○副井 常勤職員44名(うち研究員35名)の陣容で、技術相談・現地指導、研究開発、人材育成など多種多様な事業を着実に実施している点は高く評価できるが、自己啓発・研修の時間を確保することも重要であると思われる。</p>
「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置」に対する評価	<p>○千葉 いくつかの体制整備を実施したことは評価できる。ただし企業の意見とし19年度、特に改善等の効果が現れたとは認識はあまり無いようであり、今後の効果のなかで評価すべきと考える。</p> <p>○谷口 特にありません。</p> <p>○辻 組織や制度が変更され、新たに整備された事実は認められるが、組織改正や新制度の開始は、組織のトップが変わればどんな組織でも一般に行うことであり、今回実施されたことが、類似の研究機関その他で行われていることと比べて特に画期的とはいえない。今回の改善でどんな実績が上がったかを次年度以降の実績として期待したい</p> <p>○中村 業務運営の改善及び効率化の中では、1. 理事長のリーダーシップに基づき迅速かつ柔軟な業務運営が概ね計画通り進捗している。中でも、3. 独自の業績評価システムを確立し試行に入ったことは、民間では当たり前のことはと言え、特筆に値する。2. 新事業創出に向けた「産学金官連携」は概ね計画通り進捗した</p> <p>○副井 法人化のメリットを生かした運営が望まれます。</p>
「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価	<p>○千葉 計画通りに進んでいると評価できる。</p> <p>○谷口 特にありません。具体的に高度な目標設定と、その達成が肝要だと思います。</p> <p>○辻 昨今世間で俄かに重要視されはじめた項目もあるが、今まで世間に対比対応が選れていたようだが、それに対して今回やっと思間並みのレベルに達したという点ではないかと感じる。</p> <p>○中村 その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営に関する事項では、1. コンプライアンス体制の確立、2. 環境負荷の低減と環境保全の促進、3. 情報の共有化とともに、概ね計画どおりの進捗をみた</p> <p>○副井 法人職員としての継続的な意識改革と優秀な人材の確保に努力して下さい。</p>
中小企業への技術支援に対する評価	<p>○千葉 個々の企業の特徴、従来からのセンター側の対応者によって、その評価は異なる。コンタクトが豊かか企業要請に対応できる研究員が存在するケースでは、高い評価をされている。こうした要件が不足している場合、やや評価が下がっているようである。中小企業の多い県内においてセンターの技術支援に対する必要度は高く、ニーズに応えより高い評価に結び付けていくことは他県以上に重要である。</p> <p>○谷口 ご親切にご指導を賜っていますが、企業が新設テーマに採択させて頂ける程度のものが切望されます。</p> <p>○辻 直接に役立ち立つ課題解決や、技術指導については、アンケートの結果や相談件数の増加などから、一定の評価は得られていると思う。今後も使用者の声を傾ける事を願うことが重要</p> <p>○中村 中小企業への技術支援は(1)技術相談・現地指導の面で量的拡充をみた。(2)依頼試験、(3)機器利用の面では、計画を上回る業務進捗であった</p> <p>○副井 企業ニーズに基づいた一層のサービスの提供を心掛けてください。</p>
法人の業務運営及び財務状況に対する評価	<p>○千葉 外部資金導入による多額の剰余金の発生は評価できるが、人件費の削減が当初予算に比べ多い。一般に補助金獲得によって業務量は増大するものであり、本来業務への影響を懸けつつ実行していくためには臨時職員の確保、事務業務の外注等によって行うことが必要と思われる。本来管理費や人件費の増大も予想される。一般業務へのしわ寄せなどがないか十分留意すべきである。</p> <p>○谷口 「良好」と判断します。</p> <p>○辻 自己収入および競争的資金の獲得にも成功した。今後も積極的に関部からの研究費の導入をはかるべき。</p> <p>○中村 法人の業務運営及び財務状況の面では、1. 外部資金その他自己収入の大幅な確保を図り、計画を上回る業績を上げた。経費の抑制も計画を上回る進捗であり、これが業務運営の効率化の成果であれば結構な事と言えるが、研究業務の委縮の結果でないかと懸念される。3. 予算、収支計画及び資金計画は概ね計画通りの進捗をみた</p> <p>○副井 産学官連携による外部資金獲得は県内企業の活性化のためにも、センターの財務状況改善にも資すると思われるので、継続的な努力が望まれます。</p>
中期目標・中期計画の達成に向けた課題等	<p>○千葉 数値目標と質の確保を両面で評価していくことが必要である。訪問調査等は、全体の二一三把握と相手側と問題共有できるレベルの両面で充実が求められる。機器導入や研究テーマ設定に関しては、企業ニーズを取り入れる仕組みが求められよう。企業にとっては研究員や部門長の質が大きな要素であり、これを的確に評価する仕組みも重要だろう。</p> <p>○谷口 良好と判断しますが、長期的に企業法人の誕生を願います。</p> <p>○辻 今年度は、行動計画を実行できたかどうかを評価しているの、比較的良好な評価になっていると思う。実際に中期計画の1年目であることから、実施した施策の効果が成果として上がってくるのは2年目以降になると考えられる。人材育成の効果測定をどうするか?あるいは、サービスの実施件数ではないかと、精深した課題の重要度など、質的な成果を評価する方向に、微調整する必要があるのではないかと?</p> <p>○中村 1)常勤職員44名は当初計画を下回っており、非常勤・臨時職員で不足を補っている現状と見受け。全国的にはポストドクの過剰が指摘されており、優秀な人材確保・維持に一層の努力が求められる。2)限られた経営資源の中で、最重要ミッションである技術支援に注力した努力がうかがえる。その反動として、研究開発への余力が減少したのではないかと懸念する。両者の一層の相互補完的両立を念願する。</p> <p>○副井 理事長のリーダーシップ、職員の意識改革と達成に向けた努力の積み重ね。</p>

全 体 評 価 (委員長とりまとめ案)

総合評価

5段階評価	10段階評価
3	7

本年度の全体評価は委員の平均が 3.47 となり、5段階評価では 3 とする。10段階評価では委員平均の 2 倍は 6.5 以上 7 以下であり 6 プラス 1 の 7 とする。

総 評

(「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価)

技術支援のうち、技術相談は数値目標の達成度は評価できるものの、実効性や件数連続性、他業務への影響度に懸念もあり、計画通りの進捗であると判断した。機器利用の評価は企業ニーズも高く、数値目標の超過達成もあり計画以上と評価できる。研究開発の評価は計画通りの進捗である。実践的人材育成は企業や受講者の評価は高いが、その効果の確認が必要であり計画通りの進捗と判断した

(「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価)

法人理事長のリーダーシップの確立、職員評価制度や職員研修制度整備など体制整備は計画以上の進展といえるが、体制整備の評価は結果を以って評価すべきであり、計画通りの進捗と判断した。

(「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価)

標準的組織体制が整った段階といえ計画通りの進捗とした。今後の課題として高度な目標を設定し、継続的意識改革を重視すべきである。

(中小企業への技術支援に対する評価)

法人業務の中心である依頼試験の量的増大、県内企業からの依頼試験や職員対応において高い評価を得ていることがあり、計画以上の進展と判断した。ただし今後の課題として、試験・分析の運用体制、機器導入、研究テーマ設定において企業ニーズを積極的に取り込むことを求められる。

(法人の業務運営及び財務状況に対する評価)

外部研究費の獲得による収入増大は評価できるが、人件費をはじめとした経費節約によって相当額の剰余金を生じたことには、研究活動等へのマイナス影響も懸念され計画通りの進捗とした。

(中期目標・中期計画の達成に向けた課題等)

法人の中期計画、年度目標は、組織の基本目標の達成に向けて行われていくべきものである。これは技術支援を通じ県内企業を活性化させ、県民経済の増大を通じ広く県民に還元するものといえる。同時に評価もこの目標に沿って実施されるべきものであり、「地方独立行政法人法」においてもその趣旨が規定されている。

以上の視点から、本年度の評価の過程、結果から中期目標・中期計画達成に向けての課題等を指摘すれば以下のとおりであり。

まず、高度な目標としての新企業の育成、優秀な人材確保、法人使命と研究開発能力の充実を、職員の意識改革や実効性ある研修制度・職員処遇、理事長リーダーシップの充実を通じ確保していくことが求められよう。

また、数値目標に代表されるニーズ対応と研究機関としての質的水準の両立、業務バランスの確保、各種体制整備による結果の確保、これらをベースに長期では固有の技術を持った企業育成等が求められているといえよう。

また、法人の自己評価にとどまらず客観的かつ信頼にできる企業の評価、ニーズを把握（広範なアンケート・ヒヤリング）し、独自の研究開発能力を整え法人が質、量ともに充実したサービスを県民、企業に提供し、法人職員への的確な処遇を整え、組織を運営していくことが求められよう。なお、20年度評価、中期評価は、初回評価である19年度評価のプロセス、評価結果を踏み台として、法人の中期目標の達成と評価体制充実にむけて努力していくことが重要である。

(その他：今後の業績評価の課題)

1. 中期目標・中期計画達成に向けての課題等

本年度はこれを総評的な位置づけとしてする。来年度以降の評価において年度実績についてはA4 1枚程度の総評をもうけ、中期計画終了時点では数ページの評価報告書を作成することを検討すべきと考える。

2. 項目別評価

項目別評価は原則委員評価の平均を決定値とする。決定値を整数表示とする場合は、小数点以下は四捨五入する。ただし、各委員の項目別評価結果を基礎に委員の協議、合意によって項目別、全体評価を合意決定することは可能とする。

財務諸表の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表について、県知事による承認を受けなければならないが、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 事務局確認事項

事務局において、法規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

(1) 法規性

チェック項目	チェック結果
提出期限の遵守 (法第34条第1項)	・ 6月30日に財務諸表等を提出。
必要な書類の提出 (法第34条第2項)	・ 以下の書類を提出した。 ① 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書) ② 事業報告書 ③ 決算報告書 ④ 監査報告書
監査報告書での考慮すべき意見	・ 適正意見表示であり、考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
計数は整合しているか。	・ 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合性は取れているか。	・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

【参考】地方独立行政法人法
(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

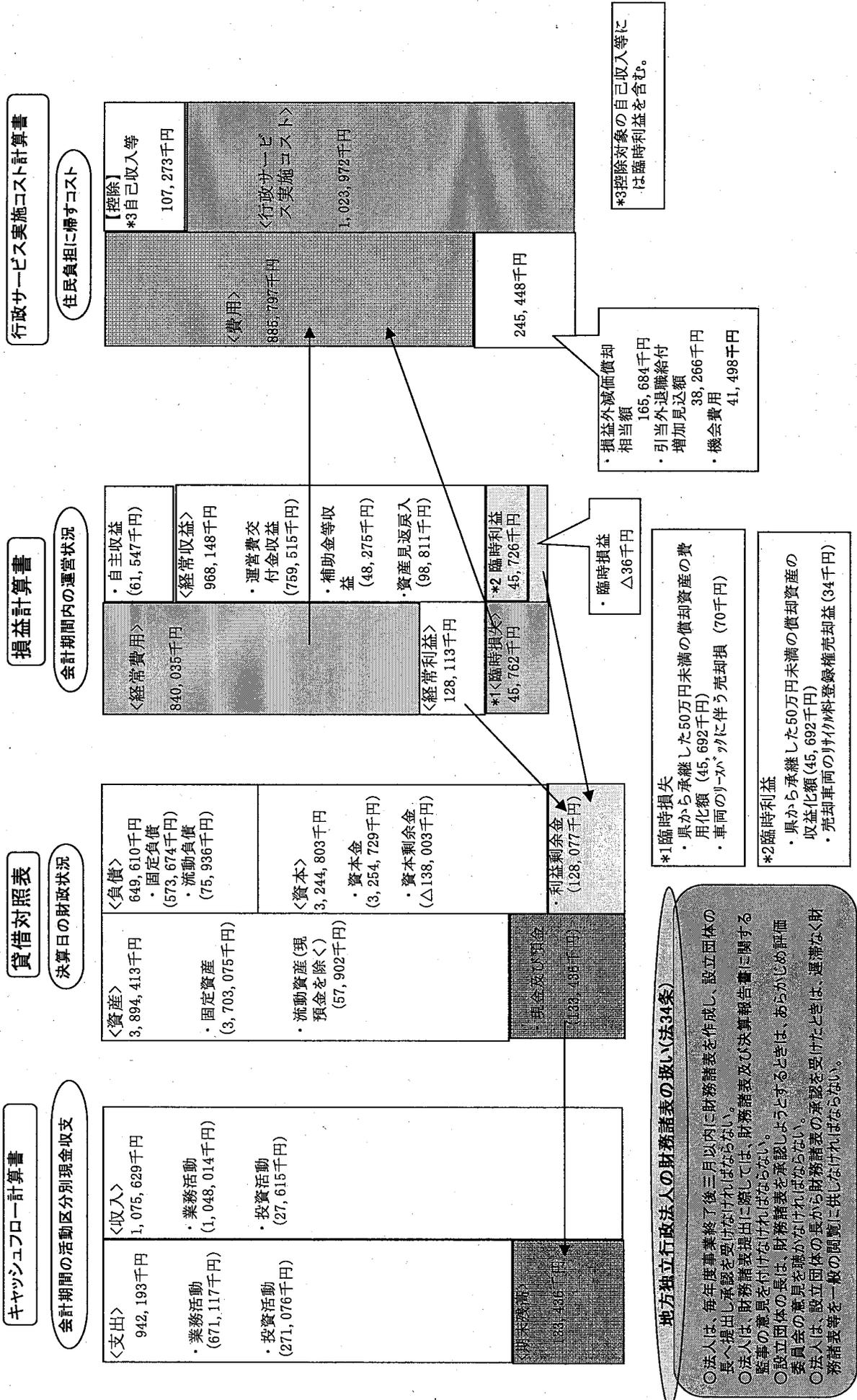
2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

19年度決算における財務諸表の概要及び相互関連図

参考



剰余金の概要及び利益処分（案）に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

決算における剰余金は、原則として、「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」とし翌年度の中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる。ただし、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 平成19年度決算における剰余金の概要

剰余金 128,077千円
 うち、自己収入の増加によるもの 19,025千円
 効率的な業務運営によるもの 109,052千円

3 利益処分（案）

目的積立金（※1） 128,077千円
 ※1 中期計画であらかじめ定められている「剰余金の使途」に使用可能
 積立金（※2） 0千円
 ※2 損益計算において発生した損失に充当

4 目的積立金とすることについての考え方

(1) 損失の処理が不要であること

当該法人は平成19年4月1日に設立されたことから、繰越損失は存在しない。

したがって、平成19年度決算により生じた剰余金をもって、繰越損失を埋める必要がないこと。

(2) 剰余金は法人の経営努力の結果生じたものであると次により認められること

①経営努力認定

法人の運営費交付金債務は、退職一時金以外については全て行うべき事業を行うことを前提とした「期間進行基準」により収益化していることから、法人において当該年度に行うべき事業を予定どおり行えば、基本的には収支が均衡することになるものであること。

したがって、行うべき事業を予定どおり行った場合であって、なお剰余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとするのが妥当であること。

②法人が当該年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

法人が、中期計画に記載されている当該事業年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かに係る判断基準は、他都県の公設試験場における経営努力認定の考え方を参考に次のとおりとしたこと。

区分	具体的な内容	剰余金処分の取扱い
行うべき事業を行った場合	当該年度の項目別評価において、すべての項目で評価「3」以上（「概ね計画どおりみに業務が進捗している」）であること。	「目的積立金」として処分
行うべき事業を行わなかった場合	当該年度の項目別評価において、評価「2」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。	評価「2」以下の項目にかかる事業について、経営努力が認定されない部分を、「積立金」として処分

【参考1】地方独立行政法人法上の剰余金の取扱いについて

○地方独立行政法人法

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 (略)

【参考2】地方独立行政法人の経営努力認定について

○地方独立行政会計基準

第71 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」としてその総額を表示しなければならない。(参考)

<参考>経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な用途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。

(2) 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。(本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。)

(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

【参考3】法人の中期計画に定める剰余金の使途

○鳥取県産業技術センター 中期計画

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。

【参考4】他都県の公設試験場での行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

○地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

業務実績評価の評定が、「1」(年度計画を順調に実施している)、「2」(年度計画を概ね順調に実施している)」がおおむね80%以上

○地方独立行政法人岩手県工業技術センター

業務実績評価の評定が、「B」(概ね計画どおり進んでいる。)以上の評価が8割以上

平成19年度決算における剰余金の概要及び利益処分(案)について

参考

損益計算書

経常収益	968,148千円
臨時利益	45,726千円
当期剰余金	1,013,874千円

経常費用	840,035千円
臨時損失	45,762千円
当期剰余金	128,077千円
繰越剰余金	1,013,874千円

剰余金発生 の 主な要因

自己収入等(*1)	61,547千円
業務費措置	317,711千円
運営費交付金	759,515千円
人件費措置	441,804千円
資産返運動定戻入	98,811千円
補助金等収益	48,275千円
臨時利益	45,726千円
経常収益	968,148千円

剰余金	128,077千円
業務費(自己収入措置)	42,522千円
業務費(交付金措置)	252,918千円
費用	692,846千円
人件費(交付金措置)	397,406千円
費用(減価償却)	98,914千円
費用(補助金等充当)	48,275千円
臨時損失	45,762千円
経常費用	840,035千円

◎自己収入の増加によるもの
19,025千円(計画42,522千円→実績61,547千円)

◎効率的な業務運営によるもの
109,052千円

主な内訳

①人件費の効率的な運用	4,439,8千円
②業務費の見直し	4,101,9千円
ア 光熱水費・燃料費の節減	22,722千円
イ その他の節減	18,297千円
(ア) 廃入手数料	2,668千円
(イ) 修繕料等総務管理費の減	10,606千円
(ウ) 知的財産管理費	3,534千円
(エ) その他	1,489千円
③施設保守管理経費の節減	14,600,3千円
④研究経費の効率的な執行	9,033,2千円

【目的積立金】
128,077千円

翌事業年度に中期計画で定めた剰余金の使途に充当可能。(地独法 §40-3)

経営努力認定(*3)

(非認定) 積立金 0円

*3 経営努力認定の考え方

①交付金及び補助金等に基づいた利益以外の収益から生じた利益であること。(地独会計基準71参考4-(1))

②中期計画(年度計画)の内務と照らし、本実行すべき業務を効率的に行ったため、費用が減少したものであること。(地独会計基準71参考4-(2))

③その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証したものであること。(地独会計基準71参考4-(3))

*1 自己収入の内訳

依頼試験手数料	4,489千円
機器利用等	21,390千円
技術支援	7,414千円
受託研究	23,661千円
受託事業	1,399千円
知的財産収益	89千円
その他	3,106千円
計	61,547千円

*2 経常費用の内訳

業務費	487,372千円
一般管理費	352,663千円
計	840,035千円

☆運営費交付金の業務費(人件費及び機器整備等臨時経費を除く)実績
64,793千円(H19節減実績)/329,570千円(年次計画措置額)
→19.7%の節減を達成